（投票人名簿の記載事項）

第二条　投票人名簿には、投票人の氏名、住所、性別及び生年月日のほか、次に掲げる事項の記載（法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票人名簿にあっては、記録）をしなければならない。

一　投票人が当該市町村の選挙管理委員会から公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書（第八十三条及び第八十六条第一項において単に「選挙人名簿登録証明書」という。）の交付を受けている船員（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員をいう。第十条第一項から第三項まで、第四十七条第二項及び第百四十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その旨

二　投票人が当該市町村の選挙管理委員会の委員長から公職選挙法施行令第五十九条の三第一項に規定する郵便等投票証明書（第七十七条第一項及び第二項並びに第七十九条において「選挙郵便等投票証明書」という。）の交付を受けている者である場合にあっては、その旨

三　投票人が当該市町村の選挙管理委員会の委員長から公職選挙法施行令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証（第八十六条において単に「南極選挙人証」という。）の交付を受けている者である場合にあっては、その旨

（登録基準日において転出入をした者等の投票人名簿の登録市町村）

第三条　国民投票の投票権を有する者が、登録基準日（法第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下同じ。）に転出届（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十四条の規定による届出をいう。）をし、同日に他の市町村に転入届（同法第二十二条の規定による届出をいう。）をしたこと等により登録基準日において二以上の市町村の住民基本台帳に記録されている場合における当該者の法第二十三条の規定による登録は、最後に住民基本台帳に記録された市町村の選挙管理委員会において行う。

（投票人名簿の被登録資格の調査等）

第四条　市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票人名簿の登録に当たって、投票人名簿に登録しようとする者の投票人名簿に登録される資格（以下この条において「被登録資格」という。）について調査するものとし、被登録資格を有することについて確認が得られない者を投票人名簿に登録してはならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、前項の調査に関し必要がある場合には、その被登録資格につき調査しようとする者の選挙人名簿（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四章の選挙人名簿をいう。）に登録される資格に関して当該市町村が現に有する情報を利用することができる。

3　市町村の選挙管理委員会は、第一項の調査に関し必要がある場合には、その被登録資格につき調査しようとする者の被登録資格に関する情報を有する市町村の長に被登録資格の確認のため必要な事項について照会することができる。この場合において、照会を受けた市町村長は、直ちに回答しなければならない。

4　市町村の選挙管理委員会は、第一項の調査に関し必要がある場合には、その被登録資格につき調査しようとする者その他の関係人の出頭を求め、又はこれらの者に被登録資格の確認のための資料の提出を求めることができる。この場合には、これらの者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

（登録日等の告示）

第五条　中央選挙管理会は、あらかじめ、法第二十三条の規定による投票人名簿の登録を行う日を定め、これを告示しなければならない。

2　中央選挙管理会は、あらかじめ、投票人名簿について法第二十四条第一項の規定による縦覧に供する期間を定め、これを告示しなければならない。

（縦覧用書面の写しの閲覧）

第六条　市町村の選挙管理委員会は、法第二十四条第一項の規定により、投票人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供するときは、併せてその書面の写しを公衆の見やすい場所において投票人に閲覧させるように努めなければならない。

（表示に係る通知）

第七条　市町村の選挙管理委員会は、法第五条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る者が当該市町村の投票人名簿に登録されていない者（法第四条の規定により投票権を有しない者であったため投票人名簿に登録されなかった者を除く。）であって登録基準日以後に当該市町村の住民基本台帳に記録されたものであるときは、直ちに当該通知の内容を当該通知に係る者の転入前市町村（当該市町村の住民基本台帳に記録される前において直近に住民基本台帳に記録されていた市町村をいう。第九条において同じ。）の選挙管理委員会に通知しなければならない。市町村の選挙管理委員会がこの条の規定による通知を受けた場合も、同様とする。

（表示の消除）

第八条　市町村の選挙管理委員会は、法第二十八条第一項の規定による表示をされた者が投票人名簿に登録される資格を有するに至ったことを知った場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。

（登録の抹消に係る通知）

第九条　市町村の選挙管理委員会は、登録基準日から国民投票の期日までの間、当該市町村に住所を有する者が死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知った場合において、当該者が当該市町村の投票人名簿に登録されていない者（法第四条の規定により投票権を有しない者であったため投票人名簿に登録されなかった者を除く。）であって登録基準日以後に当該市町村の住民基本台帳に記録されたものであるときは、直ちにその旨をその者の転入前市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。市町村の選挙管理委員会がこの項の規定による通知を受けた場合も、同様とする。

2　市町村の選挙管理委員会は、登録基準日に当該市町村の住民基本台帳に記録された者を投票人名簿に登録したときは、直ちにその旨をその者の転入前市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

（投票人名簿登録証明書）

第十条　投票人名簿に登録された船員は、市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、投票人名簿登録証明書の交付を申請することができる。

2　市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定による申請があった場合には、当該船員に対して投票人名簿登録証明書を交付しなければならない。

3　投票人名簿登録証明書の交付を受けた者は、国民投票の期日までに船員でなくなった場合には、直ちに当該投票人名簿登録証明書をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

4　第一項及び第二項に規定するもののほか、投票人名簿登録証明書の交付の申請の方法及び交付の手続に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（投票人名簿の移送又は引継ぎ等）

第十一条　公職選挙法施行令第十九条、第二十一条第一項及び第二十二条の規定は、投票人名簿の移送又は引継ぎ、投票人名簿の再調製及び投票人名簿に登録されている投票人の数の報告について準用する。この場合において、同令第十九条第一項中「法第十九条第三項」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号。以下「憲法改正手続法」という。）第二十条第二項」と、「第三項並びに第百三十一条第二項」とあるのは「第三項」と、「住所」とあるのは「住民基本台帳の記録」と、同条第二項中「住所」とあるのは「住民基本台帳の記録」と、同条第五項中「法第十九条第三項」とあるのは「憲法改正手続法第二十条第二項」と、同令第二十一条第一項中「法第三十条」とあるのは「憲法改正手続法第三十一条において準用する法第三十条」と、同令第二十二条第一項中「法第二十二条第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日」とあるのは「国民投票の期日前十五日に当たる日」と、同条第二項中「法第三十条」とあるのは「憲法改正手続法第三十一条において準用する法第三十条」と読み替えるものとする。